

今号の主な記事

- ◇「西宮市高齢者保健福祉計画・西宮市介護保険事業計画(素案)」への意見を募集2面
- ◇年末年始の市などの業務4・5面
- ◇保健だより8面

新しい時代に対応する「市民参画条例」づくりに取り組みます

(仮称)



ワークショップに参加し、環境まちづくりの進め方を体験する皆さん

本市は、「市民と手を携えて進めるまちづくり」を市政運営の基本としています。これまで、「まちかどトークにのみや」をはじめとする「まちかど三つの出会い」事業や情報公開、ホームページによる情報提供、パブリックコメント手続きなど、市民の皆さんと共にまちづくりを進めるための施策を実施してきました。

このたび、これらの取り組みをより一層充実し、体系化するとともに、今後の本市における参画と協働についての基本的事項を定めるため、平成19年度の制定をめざして、「市民参画条例(仮称)」づくりに取り組みます。

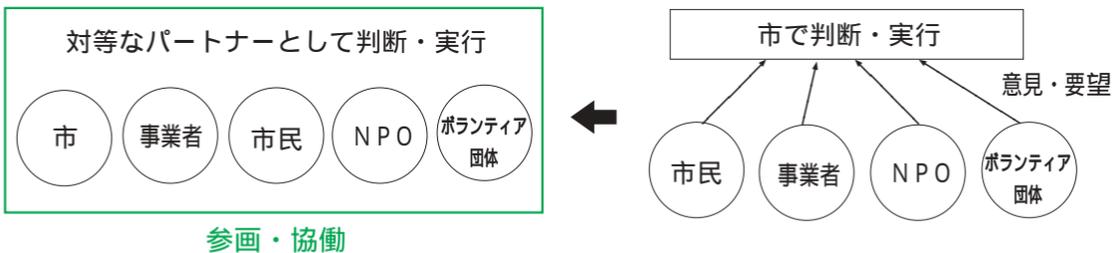
問合せは政策推進グループ(0798-35-3476)へ。

西宮の未来を共につくる「参画と協働」の仕組みづくり

参画と協働のまちづくりとは、市と市民、事業者、NPO団体などが協力しながら、西宮を「どんなまちにしていきたいか」を共に考え、それぞれが役割を分担しながら実現していくことです。

これまでも市政運営するにあたり、市民の皆さんの意見をお聴きしてきましたが、とすれば市の判断だけで運営が行われているのではないかと、この声もいただいています。

これからは、市が決めたいことを受け入れるだけでなく、自ら市政に参画したいという市民の皆さんの意識の高まりを受けて、市と市民が対等なパートナーとして、より住みやすい・住み続けたい西宮を共につくりあげていくため、「参画と協働」の仕組みづくりを行います。



参画・協働

市長からのメッセージ



西宮市長 山田 知

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災によって多くの人命が失われ、市民の皆さんの生活も甚大な被害を受けました。大勢の人々が長期の避難生活を余儀なくされた折に、全国から来られたボランティアや地域の皆さんが、行政では対応できないきめ細かな被災者のニーズにあったサービスを提供してくださり、地域のきずなや知恵がもつ力を改めて認識いたしました。一人ひとりが地域社会の一員として協力しながら生活することで、地域が抱えている諸課題について解決していけるのではないのでしょうか。これからの市政

においても、そうしたきずなや知恵が必要であると強く感じております。「市民参画条例(仮称)」の制定に向けた取り組みを通して、市民の皆さんと共に、だれもが住みたい、住み続けたいと願う個性豊かな文教住宅都市「西宮」の実現に向けて、参画と協働のまちづくりをさらに推進してまいります。

条例化の必要性

これまでは、要綱・指針などの内部規定や個別の決定などに基づいて、参画と協働に関する取り組みを進めてきました。しかし、今後本格的に参画と協働による市政を進めていくためには、「条例」で明確に規定し、より強い拘束力の下で取り組みを進める必要があると考えます。

さらに、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、各自治体は、国や価値観にきめ細かく対応するには、必ずしも適していないという認識に基づいて定めるためには、自治体の最高期まで、全国どこでも同じような法形式である「条例」がふさわしいと考えています。

この流れは、国の中央集権型行政システムが、市民の多様化するニーズや価値観にきめ細かく対応するには、必ずしも適していないという認識に基づいて定めるためには、自治体の最高期まで、全国どこでも同じような法形式である「条例」がふさわしいと考えています。

条例制定に向けて

「市民参画条例(仮称)」は、市民の皆さんと共に進める市政運営の基本原則を定めるものであるため、策定作業は、市と共に様々な立場の人が議論しながら進めていく必要があります。また、議会にも十分な報告を行い、最終的には議会の審議・議決を経て、条例を制定することになります。

当面の予定としては、来年1月に開催する講演会をはじめ、様々な人との意見交換会を行います。また、市民の皆さんに中心となつていただき、具体的な条例案をつくりあげていくための市民会議などを開催しますが、今後の作業の進め方については、

講演会を開催します

来年1月7日午後3時から市役所東館8階で「参画と協働に関する講演会」を開催します。講師は同志社大学教授・山下淳さん。定員200人。

申込は、ハガキまたはEメールに住所、氏名、年齢、電話番号を書き12月22日(消印有効)までに政策推進グループ(〒662-8567六湛寺町10 3 ☎ 0798-35-3476 Eメール vo_seisaku@nishi.or.jp)へ。多数の場合抽選。

今後のスケジュール



次号は新年号になります(配布日は12月30・31日)

《配布についての問合せ先》
西宮市シルバー人材センター 0120・72・4833
(年始は4日から受け付けます:午前9時~午後5時半)